

小山工業高等専門学校広報規程

制 定 平成22年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の広報に関する諸活動の基本的事項について定め、本校の教育研究活動の積極的な情報発信を通じ、本校に対する社会の理解の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で「広報活動」とは、直接的な学生募集活動を除いた広報活動をいう。

2 この規程で「広報誌」とは、学校要覧、校報、高専だより、就職リーフレット等の刊行物をいい、研究紀要及び各センター年報等は除くものとする。

3 この規程で「ホームページ」とは、本校がインターネット上に開設し、広報等の目的で提供する情報をいう。

第2章 広報委員会

(設置)

第3条 本校に、本校の広報活動の基本的事項を審議する機関として、小山工業高等専門学校広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 広報活動に係る企画及び立案に関すること。
- 二 広報に関する課題の調査及び分析に関すること。
- 三 広報誌の企画及び立案並びに作成に関すること。
- 四 ホームページの管理及び運用等に関すること。
- 五 その他広報の基本的事項に関すること。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)、副校長(教務主事)、副校長(学生主事)及び副校長(寮務主事)
- 二 地域連携共同開発センター長
- 三 情報科学教育研究センター長
- 四 事務部長
- 五 その他校長が必要と認めたる者

(任期)

第6条 前条第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこと

ができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課総務係が処理する。

第3章 広報誌

(編集専門部会)

第10条 広報誌の作成・編集等の円滑化を図るため、委員会に広報誌単位で編集専門部会(以下この条において単に「編集専門部会」という。)を置くことができる。

2 編集専門部会は、委員長の指名する委員若干名をもって組織する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を編集専門部会に加えることができる。

4 編集専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 編集専門部会の業務の範囲、任期等については、編集専門部会の設置時に委員会で定める。

6 部会長は、編集専門部会の業務をとりまとめ、また、関係部署等との連絡調整を行う。

7 委員会は、必要に応じて、編集専門部会の活動状況等について、当該編集専門部会に報告を求めることができる。

8 編集専門部会の庶務は、関係部署が処理する。

(広報誌に関する必要事項)

第11条 その他広報誌の作成等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第4章 ホームページ

(発信の趣旨)

第12条 ホームページは、本校の教育研究活動等を広く本校内外に情報を提供することにより、本校に対する理解の促進に資するために行うものとし、次の各号のいずれかに該当する情報はこれを提供してはならない。

一 人権又はプライバシーを侵害するもの

二 知的財産権を侵害するもの

三 公序良俗に反するもの

四 その他本校の教育研究上不相当であると認めるもの

(内容)

第13条 ホームページの内容は、別表の項目とする。

(項目管理者)

第14条 ホームページの適切な管理及び運用等を行うため、委員会の下に別表により各項目にホームページの管理者(以下「項目管理者」という。)を置く。

(サーバー管理者)

第15条 ホームページのサーバーの管理を行うため、サーバー管理者を置き、情報科学教育研究センター長をもって充てる。

(ホームページ運用専門部会)

第16条 ホームページの管理及び運用等(以下「ホームページの管理等」という。)の円滑化を図るため、委員会にホームページ運用専門部会(以下「運用専門部会」という。)を置く。

2 運用専門部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 ホームページを活用した具体の広報活動に関する事。
 - 二 ホームページの項目及び情報に係る審査並びに適正性の確保に関する事。
 - 三 項目管理者に対する指導及び助言に関する事。
 - 四 委員会、項目管理者、サーバー管理者等間の連絡調整に関する事。
 - 五 その他ホームページの管理等に関する事。
- 3 運用専門部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 委員会が互選した者 若干名
 - 二 サーバー管理者
 - 三 項目管理者のうちから委員長が指名する者 若干名
 - 四 その他委員長が必要と認めた者
 - 4 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 運用専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
 - 6 部会長は、運用専門部会の業務をとりまとめ、また、関係部署等との連絡調整を行う。
 - 7 委員会は、必要に応じて、運用専門部会の活動状況等について、運用専門部会に報告を求めることができる。
 - 8 部会長が必要と認めたときは、運用専門部会に構成員及び委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 9 運用専門部会の庶務は、総務課総務係が処理する。
(運用等の方法)

第17条 項目内の情報は、項目管理者及び項目管理者から項目内の情報の作成等に関する委嘱された教職員(以下「項目管理者等」という。)が、自らの責任のもとに作成の上、ホームページ上に掲載する前に運用専門部会に印刷物又は電子情報として提出し、運用専門部会の承認を経た後、ホームページのサーバーに入力し行うものとする。

- 2 本校内外の他のウェブページ等にリンクを行う場合もまた同様の手続きを要するものとする。
- 3 項目の新規開設及び廃止を行う場合は、運用専門部会にその旨申請し、運用専門部会による審査を経なければならない。
- 4 情報の更新については、項目管理者等の責任において行う。
- 5 項目管理者等は、問い合わせ先のメールアドレス等を明記することにより、情報の管理に責任を持つとともに、その内容に係る照会に対応しなければならない。

(管理等)

第18条 運用専門部会が、ホームページの情報が第12条各号列記の規定に該当すると判断した場合は、当該項目の項目管理者に注意し、当該情報の速やかな削除を勧告する。なお、当該情報の削除に緊急性があると判断した場合は、運用専門部会がサーバー管理者に直接その旨連絡し当該情報の削除を行うことができる。なお、必要に応じて、当該情報が掲載されている項目自身をホームページから閲覧できないようにすることができる。

- 2 前条第1項から第3項までに規定する手続き等を経ていないと判断した場合もまた同様とする。

(ホームページ技術専門部会)

第19条 ホームページの全体的な修正等の必要が生じ、当該修正等について各項目管理者に委ねることが適切でないとして運用専門部会が判断した場合は、委員会の承認を経て、運用専門

部会の下にホームページ修正等のためのホームページ技術専門部会（以下「技術専門部会」という。）を設置し、これらの業務にあたらせることができる。

- 2 技術専門部会は、委員会及び運用専門部会から推薦された者若干名をもって組織し、任期は委ねられた業務が終了するまでとする。
- 3 技術専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長は、技術専門部会の業務を取りまとめ、また、委員会、運用専門部会、項目管理者、サーバー管理者等関係部署との連絡調整を行う。
- 5 委員会及び運用専門部会は、必要に応じて、技術専門部会の活動状況等について、技術専門部会に報告を求めることができる。
- 6 技術専門部会の庶務は、総務課総務係が処理する。

第5章 権利の帰属等

（権利の帰属）

第20条 広報誌及びホームページの著作権は、原則として本校に帰属する。

（写真等の管理）

第21条 広報誌及びホームページに掲載した写真、原稿等は、総務課にて管理する。

第6章 補則

（補則）

第23条 この規程に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校広報室規程(平成16年4月1日制定)及び小山工業高等専門学校ホームページの管理及び運用等に関する取扱要項は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に刊行されている広報誌及び発信中のホームページは、この規程による手続き等を経たものとみなす。

別表（第13条関係）

小山工業高等専門学校ホームページ項目等一覧

項目	項目管理者	担当委員会等	担当部署等
学校長あいさつ	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
教育方針・校章の由来	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
校歌	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
沿革	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
組織	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
学校行事	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
学生状況数	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
校内案内図	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
学校要覧（PDF）	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
高専だより（PDF）	副校長（学生主事）	学生委員会	学生課学生係
交通案内	校長・事務部長	広報委員会	総務課総務係
学科			
機械工学科	機械工学科長	機械工学科	機械工学科
電気情報工学科	電気情報工学科長	電気情報工学科	電気情報工学科
電子制御工学科	電子制御工学科長	電子制御工学科	電子制御工学科
物質工学科	物質工学科長	物質工学科	物質工学科
建築学科	建築学科長	建築学科	建築学科
一般科	一般科長	一般科	一般科
専攻科の概要	専攻科長	専攻科委員会	学生課
複合工学専攻	複合工学専攻主任	専攻科委員会	学生課
電子システム工学専攻	電子システム工学専攻主任	専攻科委員会	電子システム専攻
物質工学専攻	物質工学専攻主任	専攻科委員会	物質工学専攻
建築学専攻	建築学専攻主任	専攻科委員会	建築学専攻
学内施設			
図書情報センター	図書情報センター長	図書情報センター運営委員会	総務課図書情報係
情報科学教育研究センター	情報科学教育研究センター長	情報科学教育研究センター運営委員会	技術室第2グループ
地域連携共同開発センター	地域連携共同開発センター長	地域連携共同開発センター運営委員会	総務課評価・地域連携係
ものづくり教育研究センター	ものづくり教育研究センター長	ものづくり教育研究センター運営委員会	技術室第1グループ
学生寮	副校長（寮務主事）	寮務委員会	学生課寮務係
本科入学試験情報	副校長（教務主事）	教務委員会	学生課教務係
専攻科入学案内	専攻科長	専攻科委員会	学生課
専攻科募集案内	専攻科長	専攻科委員会	学生課
小山高専Q & A	副校長（教務主事）	教務委員会	学生課教務係
高専合同説明会	副校長（教務主事）	教務委員会	学生課教務係
学校説明会	副校長（教務主事）	教務委員会	学生課教務係
オープンキャンパス	副校長（教務主事）	教務委員会	学生課教務係

ジュニア科学リーグ	副校長（教務主事）	教務委員会	学生課教務係
奨学金・授業料免除	副校長（学生主事）	学生委員会	学生課学生係
公開講座	地域連携共同開発センター長	地域連携共同開発センター運営委員会	総務課評価・地域連携係
求人受付	学生課長	学生課	学生課学生係
小山高専 e-Learning（学内のみ）	e-Learning 専門部長	e-Learning 専門部会	学生課教務係
就職・進学情報（学内専用）	学生課長	学生課	学生課学生係
学生支援室	学生支援委員長	学生支援室	学生課学生係
クラブ活動	副校長（学生主事）	学生委員会	学生課学生係
体育大会	副校長（学生主事）	学生委員会	学生課学生係
各種コンテスト	副校長（学生主事）	学生委員会	学生課学生係
工陵祭	副校長（学生主事）	学生委員会	学生課学生係
卒業後の各種証明書	学生課長	学生課	学生課教務係
同窓会より	同窓会	同窓会	同窓会
セクシャル・ハラスメント	総務課長	総務課	総務課人事係
学校評価	点検評価委員長	点検評価委員会	総務課評価・地域連携係
第三者評価	点検評価委員長	点検評価委員会	総務課評価・地域連携係
自己点検評価	点検評価委員長	点検評価委員会	総務課評価・地域連携係
評価関係規程	点検評価委員長	点検評価委員会	総務課評価・地域連携係
JABEE プログラム概要	JABEE 専門委員長	JABEE 専門委員会	学生課
JABEE 対応の経緯	JABEE 専門委員長	JABEE 専門委員会	学生課
リンク集			
国立高等専門学校機構	事務部長	総務課	総務課総務係
全国高専インターネット情報	事務部長	総務課	総務課総務係
大学コンソーシアムとちぎ	事務部長	総務課	総務課評価・地域連携係
とちぎ教育の日	事務部長	総務課	総務課総務係
教員の募集	総務課長	総務課	総務課人事係
職員の募集	総務課長	総務課	総務課人事係
入札公告	総務課長	総務課	総務課用度係
規程集	事務部長	総務課	総務課総務係
法人文書	事務部長	総務課	総務課総務係
第 2 期中期計画・平成 21 年度計画	事務部長	総務課	総務課評価・地域連携係
環境報告書	事務部長	総務課	総務課施設係
小山工業高等専門学校契約一覧	事務部長	総務課	総務課財務係
アスベスト対応状況	事務部長	総務課	総務課施設係